

**Aichi-Nagoya 2026**

**アクセシビリティ・ガイドライン（仮称）（案）**

**<前文のみ抜粋>**

## 1 前文

### 1.1 Aichi-Nagoya2026 アクセシビリティ・ガイドライン策定に際し

第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会（以下、両大会）は、アジアの45の国と地域が参加するアジア最大のスポーツの祭典であり、愛知・名古屋でこれらの大会が開催されることにより、国内外からアスリートや観客など多くの人々が訪れることとなる。両大会では、このガイドラインに基づき、障害の有無に関わらず、すべての人々が大会に向けてアクセスできるアクセシビリティを確保するための環境整備を図ることで、多様性を尊重し合う共生社会の実現に貢献することを目指す。

注) 当ガイドラインの省略表記について

省略表記	正式な表記
組織委員会	公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
開催都市	愛知県及び名古屋市
ガイドライン	Aichi-Nagoya 2026 アクセシビリティ・ガイドライン
両大会	第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会
IPC	国際パラリンピック委員会
IPC ガイド	国際パラリンピック委員会が公表しているアクセシビリティガイド
APC	アジアパラリンピック委員会
会場	競技会場、その他の大会関連施設(宿泊施設を含む。)
大会スタッフ等	組織委員会の職員と、大会に関わるボランティア、請負事業者を含む

#### 1.1.1 ガイドライン策定の目的

- 大会参加者・関係者のニーズに応える

このガイドラインは、両大会のアクセシビリティに関する指針として策定するものである。なお、先行する東京2020大会の「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイ

ドライン」や大阪・関西万博の「大阪・関西万博ユニバーサルデザインガイドライン」等の記載の項目・内容を踏まえ、策定することとする。

このガイドラインの最も大切な目的は、組織委員会及び開催都市はもとより大会準備に関わるすべての関係団体・行政・事業者が、大会に関するアクセシビリティのニーズを理解し、アクセシブルな環境整備を考慮し、準備に反映することにある。

特に、アジアパラ競技大会では、参加する選手団の規模、その移動やサービスに関わる要求水準などを十分に理解して対応する必要がある。

- 大会を契機としたアクセシブルな環境整備の促進

アジアパラ競技大会は、アジア地域におけるパラリンピック・ムーブメントの推進と競技スポーツのさらなる進展を図るために、IPCの地域委員会であるAPCの主催により開催される大会である。IPCは、「社会的発展を促し、長期的なスポーツの発展と社会的なレガシーを残す手段として、開催国と共に活用する」ことをパラリンピック大会開催の目的の一つに掲げている。

一方、両大会では、大会コンセプトの一つとして「既存施設の活用」を掲げている。大会準備にあたっては、このコンセプトを考慮しつつ、観客及び選手を始めとしたすべてのステークホルダーがより一層利用しやすい施設となるようガイドラインを策定し、関係者と共有することで、大会を契機としたハード・ソフト両面の国際的な水準に基づくアクセシブルな環境整備が促進されることを期待している。

さらに大会を契機として、大会に直接関わらない方々を含めてこのガイドラインを活用した自主的な環境整備に幅広く取り組んでいただくことで、全ての人を包み込む、分け隔てのないインクルーシブな地域づくりを推進し、レガシーとしての共生社会の実現を目指す。

## 1.2 ガイドラインの考え方

### 1.2.1 ガイドラインの適用範囲

組織委員会及び開催都市は、このガイドラインを次の2つのエリア ※1に適用する。

- ① 両大会のすべての会場のうち、アクセシビリティに配慮が必要な「ステークホルダー」 ※2の活動エリア及び動線として組織委員会が選定するエリア
- ② 両大会の競技会場の周辺に所在する駅施設及び駅から競技会場までのアクセシブルルートとなる経路のうち、アクセシビリティに配慮が必要な観客の動線として開催都市が選定するエリア（以下、「アクセシブルルート」という）

※1 このガイドラインには個別の会場やルート、その中の特定エリアを規定しない。適用対象施設の所有者・管理者等と個別協議の上で選定するエリアを決定する。

※2 このガイドラインにおける「ステークホルダー」とは、観客だけではなく、選手及び各国オリンピック委員会・各国パラリンピック委員会、国際競技連盟、マーケティングパートナー、アジアオリンピック・アジアパラリンピックファミリーと各国要人、放送事業者、プレス、スタッフを含む関係者を意味する。

### 1.2.2 ガイドラインを踏まえた整備

このガイドラインは、両大会における指針であり法的拘束力はない。

組織委員会及び開催都市は、適用対象施設の所有者・管理者等に対し、それぞれの計画に基づき、ガイドラインに即した施設建設・改修工事を実施するよう依頼し、まずはレガシーとなる恒常的な施設としての環境整備を働きかける。

ただし、恒常的な環境整備が困難な場合、仮設による整備、ソフト的対応（専用車等による移動支援、ボランティアによるサポート等）により、ガイドラインの趣旨を踏まえたサービス水準を確保する。

### 1.2.3 基準設定の考え方

このガイドラインの基準は、関係する国内法令及び各種ガイドライン（以下、「国内法令等」という。）に基づき策定している。国内法令等には、以下のものが含まれる。

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（法）、高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国標準）、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例（県条例）、愛知県人にやさしい街づくり望ましい整備指針（県指針）、名古屋市福祉都市環境整備指針（市指針）、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン、大阪・関西万博ユニバーサルデザインガイドライン等。

検討にあたっては、当事者団体や有識者等の意見を踏まえ、国内法令等との整合性を考慮しつつ、可能な限りガイドラインに反映する。

#### 1.2.3.1 数値基準の基本的な考え方

区分	水準の考え方	適用方針
推奨基準	東京2020 アクセシビリティ・ガイドライン及び大阪・関西万博ユニバーサルデザインガイドラインの『推奨基準』、国基準の『望ましいもの』、県指針の『望ましい基準』や市指針による『望ましい内容』の水準等を総合的に勘案して設定。	開催都市が保有する新設の会場の大会時の適用範囲において、現場条件や大会後の利用ニーズ等を勘案して、可能な限り実現を目指す。
標準基準	法で定められた基準（義務基準）に加え、東京2020 アクセシビリティ・ガイドラインの『標準基準』、大阪・関西万博ユニバーサルデザインガイドラインの『規制基準』、県条例の『整備基準』や市指針の『整備が必要な内容』等のうち最も高い水準を基本に設定。	上記以外の会場及びアクセシブルルートの大会時の適用範囲において、現場条件や大会後の利用ニーズ等を勘案して、可能な限り実現を目指す。

ただし例外的に、構造上の理由等によって、やむを得ず標準基準を満たせないと認められる場合でも『国の義務基準』は満たすものとする。

なお、大会時及び大会後の利用ニーズ、会場施設の規模・用途、現場の物理的制約や維持管理上の課題等に応じて、適用対象施設ごとにこれらの基準を組み合わせ対応する場合がある。

### 1.3 ガイドラインの背景にある3つの基本原則

このガイドラインの背景にある基本原則は、IPC ガイドが基本原則として掲げる「公平」、「尊厳」、「機能性」の3つである。

#### 公平

すべての人々が、個人の身体的・機能的な状態に関係なく、同じ水準のサービスを受けられることを保障する。

適切な会場等の設計・改修、大会運営に関わる諸計画の整備、トレーニングを受けたスタッフ・ボランティア等により、大会参加者はすべて同じ水準の体験を共有し、同等のレベルでプライバシーが守られ、安全が確保される。

#### 尊厳

大会時の施設やサービスを利用するすべての人々を尊重し、その個人の尊厳を損なわない方法で、大会を運営する。

会場等の設計と大会運営に関わる諸計画においては、大会参加者が自分のペースと自分に合った多様な方法を選択できるように準備する。

#### 機能性

大会時の会場内の施設やサービスは、障害のある人を含めたすべてのステークホルダーのニーズを満たすことを保障する。

### 1.4 アクセシブルでインクルーシブな環境から恩恵を受ける人

様々な障害のある人や、多様なニーズを有する人々にとって、アクセシブルでインクルーシブな環境整備が極めて重要である。その主な例を紹介する。

#### スムーズな移動がしにくい人

歩行に制約があるか不可能で、継続的または頻繁に車いすを使用する人は、年齢とともに増える傾向にある。車いす使用者のニーズを軽視した構造や設備は、最大のバリアとなる恐れがある。他方、十分なスペースを確保した通路、出入口、トイレ、エレベーター、座席・客席等を整備することで、車いす使用者のみならず、ガイドヘルパー等の同伴者がいる人、妊産婦、乳幼児連れの人等、一人あたりの利用スペースより広いスペースを必要とする人たちにとっても使いやすい環境となる。

また、杖や歩行補助具を用いなければ歩けない人や、長距離を歩くことが困難な人、内部障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、妊産婦、乳幼児連れ等には、移動距離をなるべく短くするか、長時間立ち続けることを回避する休憩設備の配置、独立した空間で落ち着ける場所（カームダウン・クールダウン）の配置等への配慮が求められる。

介助犬を連れている人には、介助犬にも配慮した対応が求められる。

#### 手腕による巧緻な操作・作業がしにくい人

上肢に障害のある人や、筋力等の身体機能が低下している人には、ドアノブや、エレベーター、トイレ、券売機等の操作ボタン等の操作等への配慮が求められる。

#### 視覚による情報が得にくい人

視覚に障害のある人（全盲の人、弱視（ロービジョン）の人等）には、点字や音声データ、触知地図、明瞭なコントラストと案内表示、拡大印刷、印刷情報の代替形式での提供、反射の少ない素材等が必要である。

盲導犬を連れている人には、盲導犬に配慮した対応が求められる。

#### 音声による情報が得にくい人

聴覚に障害のある人には、筆談、文字変換サービス、コミュニケーションボード等が必要である。また、展示、ステージ、観劇を楽しむためには、字幕が必要である。

聴覚に障害のある人の中には、補聴援助機器（ヒアリンググループシステム等）があれば音声で楽しむことができる人も多くいるため、対応が求められる。

聴導犬を連れている人には、聴導犬にも配慮した対応が求められる。

## 手話言語者

手話言語者には、手話（または手話通訳）が必要である。

## 伝えること・理解することに配慮が必要な人

知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人等には、シンプルでゆっくりとした口調での応対、簡潔な言葉で書かれた文章、イラストや分かりやすいピクトグラム等が必要である。

また、様々な事情（病気や事故）や特性により、言いたいことがうまく話せない、新しいことを覚えるのが難しい、周囲の状況を理解しにくい、時間や空間の感覚があいまいになりやすい人等についても、シンプルでゆっくりとした口調での応対、簡潔な言葉で書かれた文章やイラスト等が必要である。

さらに、スタッフとボランティアは、特にコミュニケーションに関わる様々な制約が想定されることを理解し、それを踏まえたサービス提供のトレーニングが必要である。

特に、外見からは気づかれにくい配慮が必要な人（知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、妊娠初期の妊産婦等）や、援助を求めたくても様々な理由により自らスタッフを探して助けを求められない人等に配慮した対応が求められる。

## 様々なニーズにより恩恵を受ける人

さらに、次のようなニーズを持つ人々にも、アクセシブルでインクルーシブな環境は大いに役に立つ。

・難病、一時的な病気の人：電動車いす使用者や、充電式の酸素ボンベを携帯する人等は、客席や休憩スペース等に充電用のコンセントがあると利用しやすい。オストメイト（人工肛門、人工膀胱保有者）は、トイレに専用の設備（排泄物を捨てやすい大きさ・形状・高さの汚物流しやストーマ装具を洗しやすい水栓）があると利用しやすい。また、便房内に充実した設備（棚やフック等）があることや、便所以外の場所に清潔なスペースがあると、定期的に自己注射をする必要がある人にも配慮された空間となる。

- ・捻挫、骨折等怪我をしている人
- ・高齢者
- ・認知症の人
- ・妊産婦、乳幼児を連れた人
- ・子ども
- ・日本語以外の言語を話す人
- ・LGBTQ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）等、性的マイノリティ（性的少数者）のこと

- ・大きく重い荷物を持っている人
- ・何らかの理由で同伴者／介助犬等の帯同が必要な人
- ・救急隊員、緊急通報に対応する人
- ・初めて会場を訪れる人
- ・スマートフォン等の携帯端末を持っていない人

### 1.5 ガイドラインで使用する用語とその定義

用語	定義
障害のある人 (障害者)	移動する・情報を得る・話をするといった日常生活における活動に制約があると本人から申告のあった人、または身体的状態、精神的状態、健康問題によって、活動可能な種類または範囲が減ったか、変化した人
障害者等	上記「障害のある人(障害者)」に加え、何らかの行動に制約のある人を含む(行動に制約のある人の例:怪我をしている人、高齢者、妊婦、乳幼児を連れている人、子供、大きく重い荷物を持っている人など)
アクセシビリティ	障害の有無に関わらず、幅広い年齢の人々が、社会的インフラ、施設、設備、製品、サービスにスムーズにアクセスし利用可能なこと
インクルーシブ	異なる社会文化、個人的・身体的要素等の様々な違いを理由に差別・排除することなく、すべての人を公平に社会に包摂すること
ユニバーサルデザイン	幅広い年齢や様々なニーズのある人々が、調整または特別な設計・改修などを必要とすることなく利用できるデザイン、製品、環境、サービスに関するコンセプトまたは考え方のこと
アクセシブルルート	大会時に、両大会の競技会場の周辺に所在する駅施設及び駅から競技会場までのアクセシブルルートとなる経路のうち、アクセシビリティに配慮が必要な観客の動線として開催都市が選定するエリア。
アクセシブルルーム	ホテル等において、様々な障害のある人や高齢者等がバリアを感じることなく利用可能な客室・宿泊室のこと 【参考】アクセシブルルーム以外に、次のような機能を絞った客室やサービスを提供することも求められる ① 車いす使用者に配慮した客室 ② 様々な行動制約に配慮した宿泊施設内の他のサービスと設備
ステークホルダー	大会では、大会に関わる関係者をおおむね次の8つのグループに区分して、それぞれに対する適切な大会サービスを提供する ① 選手、各国オリンピック委員会・パラリンピック委員会関係者 ② 国際競技連盟関係者

	③ マーケティングパートナー
	④ アジアオリンピックファミリー・アジアパラリンピックファミリーおよび各国要人
	⑤ ホスト放送局関係者、放送権を有する放送事業者
	⑥ 記者、フォトグラファー、放送権を有しない放送事業者等のプレス関係者
	⑦ 観客
	⑧ 大会スタッフとボランティア、大会運営に関わる請負事業者